

令和4年度第1回図書館協議会次第

日 時 令和4年7月15日(金)

午後3時15分から4時30分まで

場 所 君津市生涯学習交流センター101会議室

1 開会

2 挨拶

3 委員長挨拶

4 議題

(1) 報告 ①令和3年度図書館事業実績報告について

②令和4年度図書館事業実施計画について

③君津市図書館規則の一部改正について

(2) その他

# 次第（１）報告①令和３年度図書館事業実績報告について

## 令和３年度中央図書館事業報告

### 1 基本方針と事業目標

#### 基本方針

図書館を市民の自主的な学習を支援する「知の拠点」とするため、来館者の読書環境整備や、利便性向上を図り、市民の課題解決を支援する。

### 2 事業目標

#### (1) 図書館の「知の拠点化」の推進

市民の自主的な学習や地域の課題解決を支援するため、ビジネス支援、シニア・介護、医療健康に関する資料などの市民ニーズに応じた資料を購入した。

感染症対策として、対面でのレファレンスサービスを制限した。

小学生向けブックリストの作成・全校配布や月２回の新着資料情報を発行した。

#### (2) 市内全域での図書館利用の推進

① 6月15日より電子書籍サービスを導入した。

② 市制50周年記念図書館利用券を作成した。

③ 移動図書館巡回場所として、新規に亀山コミュニティセンター、坂田小学校、内箕輪保育園、あいあい保育園、ウエルネス保育園、暁星君津幼稚園に巡回した。

#### (3) 施設の効果的な維持・更新・整備

① 3階の会議室について、オンライン会議等にも対応できるよう大型モニターや個人席の照明などを整備した。

② 空調及び照明設備の改修について、7月に実施設計が完了し、令和3年12月より改修工事に着手した（令和5年1月完成予定）

### 3 令和３年度の主な事業

#### (1) 中央図書館管理運営事業（企画運営係）

##### 会議室等の貸出実績

視聴覚室	48件	770人	会議室301	2件	3人
会議室201	89件	461人	会議室302	0件	0人
会議室202	19件	83人	会議室303	0件	0人
スタジオA	-	-	スタジオB	-	-

利用総件数 158 件 利用者総数 1,317 人 利用料総額 102,340 円

※利用可能期間：臨時休館中は貸出停止。開館時も人数時間を制限しての貸出。

※スタジオA・Bについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、貸出停止

(2) 中央図書館施設管理事業（企画運営係）

中央図書館の施設メンテナンス

総合管理業務（館内清掃等）、一般廃棄物収集運搬業務、消防設備保守点検業務、自家用電気工作物保守管理業務（受電設備）、機械警備委託、昇降機設備保守点検業務、小荷物専用昇降機設備保守点検業務（荷物用昇降機）、空調設備保守点検業務、防犯カメラ賃貸借、電話設備賃貸借 ほか

(3) 中央図書館資料購入事業（図書サービス係）

新刊図書の購入や、基本図書（特定の分野に関する入門書や解説書等）の買い替えにより、蔵書の更新とレファレンス機能の充実を図る。

- ・新刊図書等の購入（図書・視聴覚資料） 9, 345点
- ・逐次刊行物（新聞・雑誌）の購入（中央図書館、6分室）  
雑誌146誌 新聞26紙

(4) 中央図書館資料貸出事業（図書サービス係）

①主な実績 \*感染症対策のため、利用時間等一部を制限のうえ開館

開館日数233日 ・利用者数98,022人 ・貸出冊数425,880冊

②臨時休館

感染症対策拡大防止対応

令和3年8月24日～9月30日 一部サービスのみ提供（予約本受取）

令和4年1月21日～2月13日 一部サービスのみ提供（BM・予約本受取）

\*2月1日から、施設改修工事に伴う臨時休館（令和4年12月末まで予定）

\*臨時休館中は職員、会計年度任用職員ともに臨時窓口、蔵書点検、資料整備、館内整理、資料の配置見直し等の業務に従事。

③移動図書館の巡回

・通常巡回 ステーション32か所を2週間に1回、移動図書館車で巡回を行う。  
巡回日数152日 利用者数8,335人 貸出冊数24,085冊

・特別巡回 学童施設9施設

前期（7/20～30）利用者数143人 貸出冊数495冊

※感染症拡大のため、後期巡回は中止

④団体貸出 保育園・小中学校への団体貸出

・団体貸出 ※貸出期間：原則4週間 貸出冊数：100冊まで  
保育園9,772冊 小学校1,117冊 中学校77冊

・学校団体貸出セットの運用

58セット所蔵 利用実績 貸出回数 のべ52回 貸出冊数 1,008冊

※貸出期間：2週間（朝読書用 4週間） セット数の貸出制限なし

⑤市制50周年記念利用券の発行

君津市マスコットキャラクターきみびよんがデザインされた特別版の  
利用券の発行（7月～） 交付枚数 6,369枚

(5) 中央図書館読書推進事業（図書サービス係）

①アウトリーチサービス

- ・資料購入 大活字本 20タイトル39冊 朗読CD 9タイトル9点購入
- ・点訳講座 13回 ・点訳体験講座 1回4人（12/14）

②児童サービス

- ・君津市子ども読書月間関連事業（10月）  
読書ビンゴ 27日間（延べ26人）、おはなしクイズ 27日間（延べ35人）  
「ぼくの、わたしの好きな本」紹介コンテスト  
中央図書館1階エントランスホールにて展示（10/5～31）  
応募件数6点（小学校低学年2点、高学年4点）

③新春企画

- ・「図書館員が選ぶこの1冊2022」計36冊を展示、貸出
- ・「読む福袋」 一般書147冊、絵本228冊を貸出

④関係機関（保育園・幼稚園）との協力事業

- ・出張おはなし会 12施設 計55回（延べ1,805人）

⑤ブックスタート ボランティアによる1歳6か月健診時の親子への読み聞かせ等  
ボランティア登録者数 15人

※令和3年度は感染症拡大防止のため絵本・ブックスタートパックの配付のみ

⑥施設見学等の受け入れ

- ・施設見学 小学校1校80名（10/25）
- ・インターンシップ（職場体験） 高等学校1校2名（10/28・29）

⑦除籍資料の提供

- ・リユース会 学校・保育園等対象（11/16～17）  
保育園7園 小学校6校 その他施設3施設 1,248冊提供
- ・図書館ブックリサイクルフェア除籍資料の提供 市内在住・在勤・在学者対象  
中央図書館1階エントランスホールにて規模を縮小して開催（10/19～1/30）  
来場者数 のべ3,002人 提供冊数 8,265冊

⑧公民館、生涯学習課との協力事業 主催事業への講師派遣、資料提供など

周南公民館・八重原公民館合同共催幼児家庭教育学級（12/9）

「子どもの成長に合わせた絵本の選び方」

清和公民館「まちづくりふれあい講座」（12/21）

インターネットサービスの使い方

⑨新型コロナウイルス感染症対策への対応

感染症拡大防止のため実施した対応

リクエストBOXの設置

貸出用見える福袋 \*貸出用に消毒済のおすすめ本等をビニール袋で包装

感染症拡大防止のため中止した事業等

きみつまちライブラリー×ミニ講座、読み聞かせボランティア研修会、ブックスタートボランティアスキルアップ研修会、映画鑑賞会、こども映画会、おはなし会、夏休み特別行事、わらべうたの時間、おひぎにだっこの絵本の時間、季節のおはなし会、図書館ラリー、ぬいぐるみおとまり会、来館おはなし会

(6) 図書館「知の拠点化」推進事業（企画運営係・図書サービス係）

①電子書籍サービスの導入

令和3年6月15日より電子書籍サービスを導入した。

新規登録 1,517人 ログイン数 9,247件

貸出数 3,609点

②電子書籍サービス体験講座 2回 3人

③レファレンス 本の問い合わせ 5,581件、レファレンス 72件

④資料の複写 複写申込件数 567件 複写枚数 2,417枚

⑤インターネット接続データベースの提供

官報、ヨミダス歴史館（読売新聞、日経テレコン21（日経新聞）

D1-Law.Com（法情報）、ルーラル電子図書 5種33回利用

⑥国立国会図書館デジタル化資料提供サービス 10件

⑦公衆無線LAN（Wi-Fi）の提供

⑧ビジネスライブラリアン講習会への参加（1人）

1/11～2/14 オンデマンド講習、2/14、15、21、22日オンライン講習

(7) 中央図書館設備更新

①中央図書館空調設備更新事業・中央図書館照明設備更新事業

冷媒ガスの終了及び故障中の空調設備更新および照明のLED化の更新のための実施設計を7月に完了した。

②中央図書館空調及び照明設備改修工事

工期 令和3年12月から令和5年1月

## 次第（１）報告 ①令和３年度図書館事業の実績報告について

令和3年度 図書館統計

### 1 新規登録者（新しく利用券を作成した人数）

	中央	BS	BM	CP	周南	小糸	清和	小櫃	上総	合計
H30	1,671	137	219	21	10	2	4	9	28	2,101
R1	1,305	86	247	14	7	3	3	6	30	1,701
R2	665	-	147	12	1	4	3	5	7	844
R3	2,138	-	201	20	7	7	1	1	18	2,393

※BS：ブックスタート

1歳6か月検診でボランティアが  
子どもに絵本を読み聞かせて

1冊お渡しする事業

※BM：移動図書館 ※CP：市民体育館分室

### 2 利用者数（図書館資料を借りた延べ人数）・中央図書館入館者数（入館者カウンターによる計測 延べ人数）

	中央	BS	BM	CP	周南	小糸	清和	小櫃	上総	合計	入館者数
H30	153,488	37	13,792	3,293	537	630	215	676	2,767	175,435	302,029
R1	125,600	16	12,071	2,589	351	492	222	545	2,080	143,966	260,980
R2	70,279	-	6,997	1,593	156	327	95	443	1,007	80,897	108,226
R3	84,920	-	8,335	2,210	224	335	184	544	1,270	98,022	138,274

### 3 貸出点数（施設別内訳）

	中央	BS	BM	CP	周南	小糸	清和	小櫃	上総	学校団体	合計
H30	667,710	114	34,671	11,722	2,110	2,569	780	2,295	9,610	1,749	733,330
R1	555,836	61	29,879	9,263	1,130	1,608	737	1,715	7,282	1,839	609,350
R2	326,160	-	17,149	5,632	426	1,112	403	1,649	3,544	598	356,673
R3	384,094	-	24,085	7,826	922	1,071	319	1,763	4,792	1,008	425,880

#### 4 貸出点数（資料別内訳）

	総点数	うち児童書	うち視聴覚
H30	733,330	187,735	15,706
R1	614,040	148,395	11,672
R2	356,145	88,877	6,000
R3	425,880	123,550	7,446

#### 5 リクエスト数 ※WEB：インターネット ※OPAC：館内端末

	総数	中央	BM	6分室	WEB	OPAC	FAX
H30	40,350	10,098	524	1,401	26,569	1,691	67
R1	37,555	8,130	453	1,290	25,901	1,751	30
R2	50,012	8,367	340	937	39,946	381	41
R3	75,107	14,014	255	1,051	59,161	565	61

#### 6 相互協力（他自治体図書館との貸借）

	借 受				貸出
	総数	県立	他市	県外	
H30	1,849	349	1,470	30	3,000
R1	1,642	289	1,338	15	2,537
R2	1,482	291	1,182	9	2,598
R3	1,948	399	1,540	9	3,528

#### 7 相談業務等

※レファレンス：来館者への調査・回答

	本の間合せ	レファレンス	複写件数	複写枚数
H30	11,010	419	1,095	8,609
R1	9,352	282	904	6,804
R2	4,882	161	302	1,642
R3	5,581	72	567	2,474

## 8 児童サービス（子ども向け行事）

	おはなし会		わらべ うた	えほん の時間	季節のおはなし会				夏休み等行事		読書月間行事			えほん 福袋	ぬい ぐるみ
	幼児	小学生			夏	秋	冬	春	ブック トーク	1日 図書館員	図書館 ラリー	おはなし クイズ	図書館 すごろく		
H30	50回 476人	49回 286人	40回 521人	40回 278人	3回 66人	2回 55人	2回 17人	2回 39人	1回 8人	3回 16人	8日 313人	27日 806人	27日 141人	256冊	2回 30人
R1	39回 345人 幼児・小学生 あわせて週1回		32回 301人	32回 132人	3回 25人	2回 31人	2回 18人	感染症対策 で中止	/	3回 15人	6日 161人	25日 525人	25日 93人	266冊	1回 12人
R2	感染症対策で中止											27日 19人	27日 16人	244冊	感染症対策 で中止
R3	感染症対策で中止											27日 35人	-	228冊	感染症対策 で中止

※おはなし会：絵本の読み聞かせと語り ※わらべうた：乳幼児と保護者のわらべうた遊び

※えほんの時間：乳幼児向けの絵本の読み聞かせ ※ブックトーク：特定のテーマに沿った本の紹介

※読書月間行事：君津子ども読書月間（10月）に実施する各種行事

※えほん福袋：テーマごとに選んだおすすめ絵本セット（1月）

※ぬいぐるみ：ぬいぐるみおとまり会（子どもがぬいぐるみと一緒におはなし会に参加し、図書館にぬいぐるみを一晩預ける）

## 9 学校・保育園・幼稚園等に対する業務

	来館 おはなし会	出張 おはなし会	職場体験	ブックスタート (受診者内%)	夏休み BM特別巡回
H30	6施設10回	11施設72回	8校26人	19回531人 (99.8%)	8か所877冊
R1	2施設4回	11施設51回	10校29人	18回482人 (99.6%)	8か所838冊
R2	受入中止	12施設55回	受入中止	セット配布のみ	中止
R3	受入中止	11施設52回	1校2人	セット配布のみ	9か所495冊

## 10 施設貸出実績（会議室等）

	件数	利用者数	利用料	自習室
H30	909件	10,406人	767,890円	5,373人
R1	1,043件	10,799人	622,070円	4,144人
R2	248件	1,505人	134,000円	/
R3	158件	1,317人	102,000円	/



1 1 集会事業・講座等 ※映画観賞会は延べ人数、点訳講座と読み聞かせ学習会は1回の参加者数

	映画観賞会	点訳講座	読み聞かせ 学習会	そ の 他
H30	11回605人	24回18人	10回4人	点訳体験：1回6人 対面朗読：28回1人 ブックリサイクル：1回531人 (6,174冊) きみつまちライブラリー×ミニ講座：4回33人 データベース活用講座：2回23人 子ども映画会 4回 390人
R1	10回460人	18回20人	10回4人	点訳見学会：1回3人 対面朗読：4回1人 ブックリサイクル：1回777人 (6,126冊) きみつまちライブラリー×ミニ講座：1回7人 データベース活用講座：1回30人 子ども映画会：4回459人
R2	感染症対策 で中止	11回21人	感染症対策 で中止	くらしに役立つ法律・判例情報講座1回15人 (県立図書館との共催)
R3	感染症対策 で中止	13回22人	感染症対策 で中止	点訳体験会1回4人 リユース会 16施設 1,248冊 ブックリサイクル 延べ3,002人 (8,265冊)

1 2 蔵書

新規購入資料点数 (図書・視聴覚資料)	中央図書館		市民体育館分室・公民館分室・移動図書館							合 計
	図書	視聴覚	C P	周 南	小 糸	清 和	小 櫃	上 総	B M	
	7,450	116	232	123	122	110	128	240	824	9,345
蔵 書 数	447,037		26,204	7,616	8,151	7,702	8,140	16,701	12,258	<b>533,809</b>
逐次刊行物	新聞：全38紙 うち購入26紙 (外国語新聞1紙) うち寄贈12紙									
	雑誌：全174タイトル うち購入：146タイトル167誌(うち外国語雑誌3誌) うち寄贈：28誌									

### 1 3 臨時休館

2021/8/24～9/30

一部サービス実施（予約本受取）

2022/1/21～2/13

一部サービス実施（BM、予約本受取）

2/1～3/31

改修工事のため中央図書館臨時窓口設置

### 14 主な指標 \*「千葉県図書館2021」による2020年度の実績数値

	君津市	袖ヶ浦市	木更津市	県平均
管内人口	81,200	63,985	135,845	
個人登録率(%)	34.4	40.3	61.7	29.5
貸出総数	356,733	335,635	235,892	
人口1人あたりの貸出冊数	4.27	5.19	1.68	3.56
蔵書冊数	507,174	704,636	369,424	
開館日数	200	199	192	

## 令和4年度図書館事業実施計画

### (1) 運営方針

図書館を市民の自主的な学習を支援する「知の拠点」とするため、来館者の読書環境整備や、利便性向上を図り、市民の課題解決を支援する。

### (2) 事業目標と具体的業務

#### ① 快適な読書環境の提供

中央図書館の空調設備の工事及び照明のLED化工事を行い、快適な読書環境を提供する。

#### ② 図書館サービスの推進

・中央図書館の長期休館中においても、分室や移動図書館を開館するとともに、中央図書館等で臨時窓口を設置し、市民の必要とする資料を提供する。

・昨年度導入した非来館型サービスである電子書籍サービスのコンテンツを充実させるとともに、公民館事業との連携や臨時窓口における体験ブースの設置など周知のための事業を実施し、普及啓発を図る。

### (3) 令和4年度事業計画

事業名	主な内容
中央図書館資料購入事業	中央図書館、移動図書館及び6分室の図書、逐次刊行物（新聞、雑誌）を購入する
中央図書館資料貸出事業	移動図書館、6分室及び改修工事において休館する中央図書館に臨時窓口を開設し、貸出等の図書館サービスを行う
移動図書館の運行	市内約32か所に2週間に1度巡回し、貸出等のサービスを行う
団体貸し出し	保育園、幼稚園、学校等で授業や保育に必要な資料の団体貸し出しを行う
中央図書館読書推進事業	ボランティアの育成、大活字本等の購入、おはなし会の運営など潜在的ニーズを含めた読書活動を支援する
中央図書館開館20周年記念事業	中央図書館の開館20周年を市民とともに喜びあう記念事業を、工事による長期休館の再開にあわせ実施する。

図書館「知の拠点化」推進事業	電子書籍サービスの導入、通信環境の整備、ビジネス支援・医療健康情報の提供など市民の課題解決への支援を行う
中央図書館改修事業	空調設備の更新及び照明のLED化を行い、快適な読書環境を提供する。

映画観賞会、わらべうた、おひざにだっこの絵本の時間、おはなし会、ボランティア養成講座、ブックリサイクルフェアなどの集会事業は、新型コロナウイルス感染症等の状況にあわせ開催を検討する。

# (1) 報告②令和4年度図書館事業実施計画について

令和4年度歳出予算と事業の概要 (単位：千円)

事業名	年度	R2年度	R3年度	R4年度	概 要
(経常経費)					
図書館協議会関係費		173	173	173	図書館協議会の委員に対する報酬、旅費等の経費。(年2回)
中央図書館 管理運営事業		18,348	18,873	18,154	研修会等に参加するための職員の旅費、図書館電算システム、コピー機他事務用消耗品の購入のための経費。
中央図書館 資料購入事業		22,300	22,391	19,386	中央図書館・6分室の図書を中心とした資料を購入費用。 ○逐次刊行物(新聞・雑誌等) 3,416千円 ○図書、視聴覚資料、複製絵画等 15,970千円
中央図書館 資料貸出事業		49,270	55,593	45,605	会計年度任用職員の人件費、移動図書館運行管理業務委託、資料の補修・装備、貸出サービスに必要な消耗品等の経費。
中央図書館 読書推進事業		384	363	515	アウトリーチサービス、児童サービスなどを中心とする読書推進の事業。 大活字本・録音図書の購入、ボランティア講座等に必要な経費。 ○開館20周年記念文芸講演会講師謝礼 200千円
中央図書館 施設管理事業		27,198	30,311	24,241	図書館設備等の管理委託料、光熱水費、電話料等の経費。 設備・機器等の修理、交換部品等
中央図書館 「知の拠点化」 推進事業		1,257	1,250	4,097	図書館を市民の「知の拠点」となるよう、機能を充実させる。 ○電子書籍サービス 3,720千円 ○データベース利用料 241千円
日本図書館協会 負担金		50	50	50	全ての図書館種を網羅した組織である日本図書館協会に加入し、図書館活動に有効な情報と研究調査の成果を入手する。
県公共図書館協会 負担金		11	11	11	県内全ての公共図書館が加入する千葉県公共図書館協会に加入し、各種研究会や研修会等に参加することにより、職員の資質向上を目指す。
小 計		118,991	129,015	112,232	

# (1) 報告②令和4年度図書館事業実施計画について

令和4年度歳出予算と事業の概要 (単位：千円)

事業名 年度	R2年度	R3年度	R4年度	概 要
(投資経費)				
中央図書館 空調設備更新事業	—	16,940	(繰越明許)	中央図書館の空調設備の更新の設計業務委託。(照明設備更新工事と一体化して行う設計とするため令和2年度から繰り越しで令和3年7月完了)
中央図書館 照明設備更新事業	—	4,686	(繰越明許)	中央図書館の照明のLED化等の更新の設計業務委託。(空調設備更新工事と一体化して行う設計とするため令和2年度から繰り越しで令和3年7月完了)
中央図書館 設備改修事業	—	125,443	293,973	中央図書館の空調設備の更新及び照明のLED化の工事
小 計	—	147,069	293,973	
総 計	118,991	276,084	406,205	

## 君津市図書館規則の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- ・民法の改正に伴い、研究室の利用を実態に合わせる。
- ・会議室等の使用料の免除することができる場合に認定こども園を加える。
- ・規則の条文を整理する。

### 2 改正の内容

- ・研究室の利用できる者を20歳以上と定める。
- ・会議室等の使用料の免除することができる場合に認定こども園を加える。
- ・電子書籍について条文を整理する。
- ・開館時間、休館日についての条文を整理する。

### 3 施行日

公布日より施行

君津市図書館規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 図書館奉仕</p> <p>    第1節 通則 (第2条—<u>第7条</u>)</p> <p>    第2節 個人貸出 (<u>第8条—第14条</u>)</p> <p>    第3節 団体貸出 (<u>第15条—第17条</u>)</p> <p>    第4節 <u>電子書籍の利用 (第18条)</u></p> <p>    第5節 <u>会議室等の使用 (第19条—第26条)</u></p> <p>第3章 図書館資料の寄贈及び寄託 (<u>第27条・第28条</u>)</p> <p>第4章 組織及び職員 (<u>第29条—第32条</u>)</p> <p>第5章 事務処理等 (<u>第33条・第34条</u>)</p> <p>第6章 補則 (<u>第35条</u>)</p> <p>附則</p> <p>    第2章 図書館奉仕</p> <p>        第1節 通則</p> <p>            (事業)</p> <p>第2条 図書館は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第3条の規定により、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p><u>(3) 電子書籍(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))のうち、インターネットを通じ、パソコン、タブレット端末</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 図書館奉仕</p> <p>    第1節 通則 (第2条—<u>第5条</u>)</p> <p>    第2節 個人貸出 (<u>第6条—第10条</u>)</p> <p>    第3節 団体貸出 (<u>第11条—第13条</u>)</p> <p>    第4節 <u>会議室等の使用 (第14条—第21条)</u></p> <p>第3章 図書館資料の寄贈及び寄託 (<u>第22条・第23条</u>)</p> <p>第4章 組織及び職員 (<u>第24条—第27条</u>)</p> <p>第5章 事務処理等 (<u>第28条・第29条</u>)</p> <p>第6章 補則 (<u>第30条</u>)</p> <p>附則</p> <p>    第2章 図書館奉仕</p> <p>        第1節 通則</p> <p>            (事業)</p> <p>第2条 図書館は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第3条の規定により、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ～(2) 省略</p>



その他の電子端末を利用して閲覧可能な書籍をいう。以下同じ。)

の紹介及び提供

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のため必要な

事業

(分室)

第3条 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) その他 \_\_\_\_\_ 図書館の目的達成のため必要な

事業

(分室)

第2条の2 省略

(図書館奉仕の場所及び日時等)

第3条 図書館奉仕を受けることのできる場所は、図書館施設及び移

動図書館車のステーションとする。ただし、電子書籍（電磁的記録

（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識すること

ができない方式で作られた記録をいう。）であって、インターネット

を通じた利用が可能とされた書籍をいう。以下同じ。)の利用については、この限りでない。

2 図書館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、これを臨時に変更することができる。

(1) 定期休館日 月曜日

(2) 年始休館日 1月1日から1月4日まで

(3) 年末休館日 12月28日から同月31日まで

(4) 臨時休館日 館長が特に必要と認めた日。ただし、この場合において、3日以上となる場合は、君津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を必要とする。

3 前項の規定にかかわらず、君津市立中央図書館市民体育館分室（以下「市民体育館分室」という。）以外の分室の休館日は、君津市公民館規則（昭和45年君津市教育委員会規則第12号）第13条に定める公民館の休館日とする。

4 市民体育館分室の休館日は、毎週月曜日と君津市都市公園の有料公園施設の管理に関する規則（昭和50年君津市規則第30号）別表備考1に定める施設の休日とする。

5 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、これを臨時に変更することができる。

名称	開館時間
君津市立中央図書館	火曜日から日曜日まで 午前10時から午後6時まで(金曜日は午前10時から午後7時まで)
君津市立中央図書館周南分室 君津市立中央図書館小糸分室 君津市立中央図書館清和分室 君津市立中央図書館小櫃分室	午前9時から午後5時まで

(図書館の開館時間等)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、これを臨時に変更することができる。

<u>名称</u>	<u>開館時間</u>
<u>君津市立中央図書館</u>	<u>火曜日から日曜日まで 午前10時から午後6時まで(金曜日は午前10時から午後7時まで)</u>
<u>君津市立中央図書館周南分室</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>
<u>君津市立中央図書館小糸分室</u>	
<u>君津市立中央図書館清和分室</u>	
<u>君津市立中央図書館小櫃分室</u>	
<u>君津市立中央図書館上総分室</u>	
<u>君津市立中央図書館市民体育館分室</u>	<u>午前10時から午後5時まで</u>

2 移動図書館車を運行する日時は、館長が別に定める。

(図書館の休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、これを臨時に変更することができる。

- (1) 定期休館日 月曜日
- (2) 年始休館日 1月1日から同月4日まで
- (3) 年末休館日 12月28日から同月31日まで

<u>君津市立中央図書館上総分室</u>	
<u>君津市立中央図書館市民体育館分室</u>	<u>午前10時から午後5時まで</u>

6 移動図書館車のステーションについては、図書館奉仕を行う日時を館長が指定する。

(4) 臨時休館日 館長が特に必要と認めた日。ただし、この場合において、3日以上となる場合は、君津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を必要とする。

2 前項の規定にかかわらず、君津市立中央図書館市民体育館分室以外の分室の休館日は、君津市公民館規則（昭和45年君津市教育委員会規則第12号）第13条に定める公民館の休館日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、君津市立中央図書館市民体育館分室の休館日は、毎週月曜日及び君津市都市公園の有料公園施設の管理に関する規則（昭和50年君津市規則第30号）別表備考1に定める施設の休日とする。

(入館の禁止等)

第6条 省略

(損害賠償)

第7条 省略

第2節 個人貸出

(貸出しの手続)

第8条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 \_\_\_\_\_

2～3 省略

4 利用券の有効期間は、交付を受けた日から起算して5年とし、有効期間満了後も継続して利用しようとする者は、図書館に前項の資格を証するものを提示することにより利用登録を更新しなければならない。

5 省略

(利用券の紛失等)

(入館の禁止等)

第4条 省略

(損害賠償)

第5条 省略

第2節 個人貸出

(貸出しの手続)

第6条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、電子書籍の貸出しを受けることができる者は、第1号又は第2号に該当する者とする。

2～3 省略

4 利用券の有効期間は、交付を受けた日から起算して5年とし、有効期間満了後も継続して利用しようとする者は、図書館に前項の資格を証するものを提示することにより利用登録を更新することができる。

5 省略

(利用券の紛失等)

## 第9条 省略

(利用の停止等)

## 第10条 省略

2 館長は利用券を所持する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止することができる。

- (1) 第7条に規定する損害賠償をしない者
- (2) 第8条第4項の規定による利用券の更新をしない者
- (3) ～(5) 省略

## 3 省略

(貸出冊数及び貸出期間)

## 第11条 省略

(館内閲覧)

## 第12条 省略

2 前項第2号に掲げる閲覧は20歳以上の者に限る。

(貸出しの制限)

## 第13条 省略

2 館長が第8条第1項第3号に該当する者への貸出しは、第11条第1項第1号に規定する図書又は雑誌の貸出し及び前条第1項第1号に規定する館内閲覧に限る。

(図書館資料の継続利用)

## 第14条 省略

### 第3節 団体貸出

## 第7条 省略

(利用の停止等)

## 第7条の2 省略

2 館長は利用券を所持する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止することができる。

- (1) 第5条に規定する損害賠償をしない者
- (2) 第6条第4項に規定する 利用券の更新をしない者
- (3) ～(5) 省略

## 3 省略

(貸出冊数及び貸出期間)

## 第8条 省略

(館内閲覧)

## 第8条の2 省略

2 前項第2号に掲げる閲覧は成人者に限る。

(貸出しの制限)

## 第8条の3 省略

2 館長が第6条第1項第3号に該当する者への貸出しは、第8条第1項第1号に規定する図書又は雑誌の貸出し及び前条第1項第1号に規定する館内閲覧に限る。

(図書館資料の継続利用)

## 第9条 省略

(電子書籍の利用)

第10条 電子書籍の利用について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 第3節 団体貸出

(貸出しの手続)

第15条 省略

(団体貸出冊数及び貸出期間)

第16条 省略

(団体利用券の紛失及び図書館資料の継続利用)

第17条 団体利用券の紛失及び図書館資料の継続利用に関しては、第9条及び第11条の規定をそれぞれ準用する。

第4節 電子書籍の利用

第18条 電子書籍を利用できる者は、第8条第1項第1号又は第2号に掲げる者とする。

2 電子書籍の利用の手続その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第5節 会議室等の使用

(使用の申請)

第19条 省略

(使用の許可等)

第20条 省略

(継続使用の制限)

第21条 省略

(使用許可内容の変更等)

第22条 省略

2 教育委員会は、前項の規定により会議室等使用(取消・変更)申請書が提出された場合は、第20条第1項及び第2項に準じて処理するものとする。

(会議室等の使用料の納付)

(貸出しの手続)

第11条 省略

(団体貸出冊数及び貸出期間)

第12条 省略

(団体利用券の紛失及び図書館資料の継続利用)

第13条 団体利用券の紛失及び図書館資料の継続利用に関しては、第7条及び第9条の規定をそれぞれ準用する。

第4節 会議室等の使用

(使用の申請)

第14条 省略

(使用の許可等)

第15条 省略

(継続使用の制限)

第16条 省略

(使用許可内容の変更等)

第17条 省略

2 教育委員会は、前項の規定により会議室等使用(取消・変更)申請書が提出された場合は、第15条第1項及び第2項に準じて処理するものとする。

(会議室等の使用料の納付)

## 第23条 省略

(会議室等の使用料の免除)

第24条 条例第11条の規定により使用料の免除をすることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) ～(2) 省略

(3) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校、\_\_\_\_\_児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園が使用するとき。

(4) 省略

2 条例第11条の規定により会議室等の使用料の免除を受けようとする者は、第19条の規定による使用許可の申請の際に、併せて会議室等使用料免除申請書（別記第3号様式）により市長に申請しなければならない。

(会議室等の使用料の還付)

## 第25条 省略

(会議室等の使用者の義務)

## 第26条 省略

### 第3章 図書館資料の寄贈及び寄託

(図書館資料の寄贈)

## 第27条 省略

(図書館資料の寄託)

## 第28条 省略

## 第18条 省略

(会議室等の使用料の免除)

第19条 条例第11条の規定により使用料の免除をすることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) ～(2) 省略

(3) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_が使用するとき。

(4) 省略

2 条例第11条の規定により会議室等の使用料の免除を受けようとする者は、第14条に規定する使用許可の申請の際に、併せて会議室等使用料免除申請書（別記第3号様式）により市長に申請しなければならない。

(会議室等の使用料の還付)

## 第20条 省略

(会議室等の使用者の義務)

## 第21条 省略

### 第3章 図書館資料の寄贈及び寄託

(図書館資料の寄贈)

## 第22条 省略

(図書館資料の寄託)

## 第23条 省略

#### 第4章 組織及び職員

(職員)

##### 第29条 省略

(分室の所掌事務)

##### 第30条 省略

(職員数)

##### 第31条 省略

(臨時又は非常勤の職員)

第32条 図書館には、第29条に定めるもののほか、必要に応じ、臨時又は非常勤の職員を置くことがある。

#### 第5章 事務処理等

(館長の意見具申)

##### 第33条 省略

(貸出状況等の報告)

第34条 館長は、毎月の図書貸出状況その他図書館奉仕の状況（以下この条において「貸出状況等」という。）について整理し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

2～3 省略

#### 第6章 補則

##### 第35条 省略

別記第1号様式 (第19条第1項) 省略

別記第2号様式 (第20条第1項) 省略

別記第3号様式 (第24条第2項) 省略

別記第4号様式 (第25条第1項) 省略

#### 第4章 組織及び職員

(職員)

##### 第24条 省略

(分室の所掌事務)

##### 第25条 省略

(職員数)

##### 第26条 省略

(臨時又は非常勤の職員)

第27条 図書館には、第23条に定めるもののほか、必要に応じ、臨時又は非常勤の職員を置くことがある。

#### 第5章 事務処理等

(館長の意見具申)

##### 第28条 省略

(貸出状況等の報告)

第29条 館長は、毎月の図書貸出状況その他図書館奉仕の状況（以下本条において「貸出状況等」という。）について整理し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

2～3 省略

#### 第6章 補則

##### 第30条 省略

別記第1号様式 (第14条第1項) 省略

別記第2号様式 (第15条第1項) 省略

別記第3号様式 (第19条第2項) 省略

別記第4号様式 (第20条第1項) 省略



